

運送事業者に対する行政処分(令和7年3月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貸切	令和7年3月4日	有限会社聖高原バス(法人番号9100002023138) 代表者大川治水	長野県東筑摩郡筑北村東条1250番地4	松本営業所	長野県松本市大字笹賀7206番地	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和6年10月23日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)	3	3
一般貸切	令和7年3月5日	和田バス有限公司(法人番号4100002016476) 代表者相馬靖子	長野県小県郡長和町和田762番地	和田営業所	長野県小県郡長和町和田762番地	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和6年11月26日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)	4	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。